

下妻市総合評価落札方式試行ガイドライン

平成20年12月

下妻市総務部総務課

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	総合評価落札方式について・・・・・・・・	2
	（1）総合評価落札方式の概要・・・・・・・・	2
	（2）総合評価落札方式のタイプ・・・・・・・・	3
3	下妻市における総合評価落札方式の試行・・・・・・・・	4
	（1）総合評価落札方式のタイプ等・・・・・・・・	4
	（2）評価項目、評価基準等の設定・・・・・・・・	4
	（3）落札候補者、落札者の決定方法・・・・・・・・	8
	（4）学識経験者の意見聴取・・・・・・・・	8
	（5）評価内容の担保・・・・・・・・	9
	（6）総合評価方式に関する事項の公表・・・・・・・・	9

1 はじめに

公共工事においては、優良な社会資本整備のため、品質確保が求められており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が示されています。これらを踏まえ、下妻市では、優良な社会資本の整備、ダンピング防止、不良・不適格業者の排除、談合防止、建設業者の育成などを目的として、価格と品質の両方を総合的に評価する総合評価落札方式を試験的に導入することにしました。

本ガイドラインは、総合評価落札方式を適用する意義等を示すとともに、総合評価落札方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、総合評価落札方式の試行に関する基本的事項を示すものです。

2 総合評価落札方式について

(1) 総合評価方式の概要

公共工事の入札に関しては、近年の厳しい財政状況を背景に公共工事が減少する中で、特に国においては価格競争が激化し、著しい低価格の入札やくじ引きによる落札決定が急増しています。これにより、適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発生、工事の安全性の低下、下請負業者や労働者のしわ寄せ等公共工事の品質低下を招くことが懸念されています。

こうした背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、また、平成17年8月に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定されました。これらの中で、公共工事の品質確保には、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要とされており、価格と品質の両方を総合的に評価する落札方式として総合評価落札方式が示されています。

総合評価落札方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式です。入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とするにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価落札方式では、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象（評価項目）となります。

この総合評価落札方式を適用していくことにより、価格と品質が総合的に優れた者が選定され、優良な社会資本整備を行うことができ、また建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、技術力と経営に優れた健全な建設業者の育成に貢献するものと考えられます。

（２）総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式には、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じ、次のタイプがあります。

① 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適当な工事に適用される方式。

② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

③ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事で、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

3 下妻市における総合評価落札方式の試行

(1) 総合評価落札方式のタイプ等

総合評価落札方式は、個々の工事の特性に応じ、総合評価落札方式のタイプ、評価項目、評価基準などを設定し、評価方法を決定します。

本市での試行における総合評価落札方式のタイプは、特別簡易型とし、条件付一般競争入札及び指名競争入札の中で試行します。

また、原則として、現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については入札公告等で定めます。

なお、今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価落札方式を検証し、実施方法等について検討を行っていきます。

(2) 評価項目、評価基準等の設定

原則として、個々の工事の特性や総合評価落札方式のタイプに応じ、評価項目、評価基準などを設定します。

特別簡易型では個々の工事の特性に応じ、次頁の①～④から評価項目やその内容を設定し、それぞれの評価項目を評価基準により評価し配点します。

なお、各評価項目の配点の合計は最高10点とします。

評価のために、入札参加資格確認申請者（入札に参加しようとする者）は、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目に関する技術資料の提出が必要となります。

①企業の施工能力

【同種工事の施工実績】

- ・過去5年間の下妻市発注工事の同種工事の施工実績を評価します。
- ・配点は「2～0点」とします。
- ・施工実績は、有効期間や施工件数などの条件を別に定めます。
- ・同種工事の施工実績とは、元請として、同程度（設計金額の7割）以上の同種の工事实績（公告日から有効期間内）をいいます。

【工事成績】

- ・過去3年間における下妻市発注工事の工事成績評価点の平均点を評価します。（小数点第1位四捨五入）
- ・配点は「1～0点」とします。
- ・工事成績評価点は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・工事成績評価点とは、下妻市建設工事評定要領（平成9年6月25日告示第41号）に規定する工事（但し共同企業体による工事を除く）について、第5条の規定により評価された点数をいいます。

【優良工事等】

- ・過去5年間の国及び茨城県発注工事における優良表彰の有無を評価します。
- ・配点は「1～0」とします。

② 配置予定技術者の能力

【同種工事の施工経験】

- ・過去5年間の下妻市発注工事の同種工事に配置予定技術者が従事した経験を評価します。なお、施工経験は主任技術者、監理技術者として従事した経験とします。
- ・配点は「2～0点」とします。
- ・施工経験は、有効期間や施工件数などの条件を別に定めます。
- ・同種工事の施工経験とは、元請として、同程度（設計金額の7割程度）以上の同種の工事に従事した経験（公告日から有効期間以内）をいいます。

【保有資格】

- ・入札公告日時点における配置予定技術者の保有資格について評価します。
- ・配点は「1～0点」とします。

【優秀技術者表彰等】

- ・過去5年間の配置予定技術者の国・茨城県発注工事における優秀技術者等の有無を評価します。
- ・配点は「0.5～0」とします。

③地域貢献

【災害時協力協定等の締結状況】

- ・下妻市と災害に対する復旧等の協定の締結状況の有無について評価します。
(団体の場合、その会員も評価します。)
- ・配点は「1～0点」とします。

【地域住民の雇用】

- ・入札公告日現在における、下妻市民従業員の雇用人数について評価します。
- ・配点は「1～0点」とします。

④その他

【建設業労働災害防止協会への加入】

- ・入札公告日時点における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価します。
- ・配点は「0.5～0点」とします。

○評価項目及び評価基準

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去 5 年間ににおける下妻市発注の施工実績	4 件以上	2
			3 件	1.5
			2 件	1
			1 件	0.5
			無	0
	工事成績	過去 3 年間の工事成績評価点の平均点	75 点以上	1
			70 点以上 75 点未満	0.5
			70 点未満	0
	優良工事等	国・県における過去 5 年以内の優良表彰の有無	有	1
無			0	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	過去 5 年間ににおける下妻市発注の同種工事に配置予定技術者が従事した施工経験の有無	4 件以上	2
			3 件以下	1
			無	0
	保有資格	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1 級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者		1
			工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2 級の国家資格を有する者	0.5
			上記以外の資格	0
	優秀技術者表彰等	県・国における過去 5 年以内の優秀技術者受賞の有無	有	0.5
			無	0
	地域貢献	災害時協力協定等締結状況	下妻市との災害時協力協定等の締結の有無	(協定・実績共に) 有
(協定のみ) 有				0.5
無				0
地域住民の雇用状況		入札公告（通知）日時点における下妻市民従業員の雇用（正規・臨時）	10 人以上	1
			5 人以上 10 人未満	0.5
			5 人未満	0
その他	建災防への加入状況	建設業労働災害防止協会の加入の有無	有	0.5
			無	0
合 計				10

(3) 落札候補者、落札者の決定方法

総合評価落札方式では、入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、「評価値」が最も高い者を選定します。具体的には以下のとおりとなります。

- ① 入札参加資格確認申請者（入札に参加しようとする者）に、同種工事の施工実績や工事成績などの「評価項目」に関する技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した「評価基準」に基づき配点し、その点数（加算点、最高10点）と基準点（100点）の合計点（最高110点）で価格以外の評価点（以下「技術評価点」という。）を算出します。

「技術評価点」を「入札価格」で除した数値を「評価値」とします。

【評価値の算出方法】

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

$$\text{技術評価点} = \text{基準点（100点）} + \text{評価取得点（最高10点）}$$

※1 基準点は100点とします。評価取得点は、同種工事の施工実績、工事成績、災害時協力協定等の締結状況などの評価から算出し最高10点とします。

※2 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

- ② 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とします。
- ③ 落札候補者が複数いる場合は、くじ引きを行います。
- ④ 入札審査会にて決定審議を行ったのち落札者を決定します。

(4) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要です。そのため、地方自治法施行令では、「総合評価競争入札をおこなおうとするとき」、「総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。

このことから、総合評価落札方式の試行においても、学識経験者から意見聴取を行います。意見聴取は「落札決定基準を定めようとするとき」及び「落札者決定基準を定めようとするとき」に行います。また、必要に応じて「総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき」にも行うことがあります。

（５）評価内容の担保

総合評価落札方式では、落札者の提示した技術提案、施工計画等を評価し選定するため、その評価内容の履行を確保する必要がある、履行できなかった場合の措置について定める必要があります。

特別簡易型による試行においては、提出された技術資料等について以下のとおり取り扱います。

総合評価落札方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、下妻市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置及び工事成績評価点を減ずる措置を行います。

（６）総合評価落札方式に関する事項の公表

手続きの透明性、公平性を確保するため、総合評価落札方式の評価方法や落札決定方法などの手続きについては、入札公告及び本ガイドラインにおいて明示します。また落札結果を公表します。